

# 学校いじめ防止基本方針

海南高等学校 定時制下津分校

平成26年4月 策定

# 目次

1. はじめに
2. いじめの定義
3. いじめの理解
  3. 1. いじめに見られる集団構造
  3. 2. いじめの態様
4. 本校が抱える現状
  4. 1. 学校評価シートからの分析
  4. 2. いじめアンケートからの分析
5. いじめの防止等の本校の取組
  5. 1. いじめの防止等の対策のための組織
  5. 2. 未然防止
    5. 2. 1. 道徳教育及び体験活動等の充実
    5. 2. 2. 生徒会活動等の活性化
    5. 2. 3. 生徒の人権意識の向上
    5. 2. 4. 授業づくりの改善と工夫
    5. 2. 5. 開かれた学校づくり
    5. 2. 6. インターネット上のいじめの防止
  5. 3. 早期発見・早期対応
    5. 3. 1. 早期発見
    5. 3. 2. 早期対応
    5. 3. 3. 関係機関との連携
    5. 3. 4. インターネット上のいじめへの対応
  5. 4. 教職員の資質能力の向上
  5. 5. 家庭・地域との連携
  5. 6. 継続的な指導・支援
  5. 7. 取組内容の点検・評価
6. 重大事態への対処
  6. 1. 重大事態の判断・報告
  6. 2. 重大事態の調査の実施と結果の提供
  6. 3. 重大事態対応フロー図
7. 年間行事計画（仮）
8. 組織的な動き（全体像）
9. 組織的な対応（24時間以内）
10. いじめの事実の正確な聞き取り
11. いじめ問題一次対応振り返り表
12. 参考資料

## 1. はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめの定義

### 【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒を感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

### 3. いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

#### 3. 1. いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中であつてつくられている関係についても留意する。

#### 3. 2. いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

（暴力を伴うもの）

- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

（暴力を伴わないもの）

- ◆ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ◆ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 4. 本校が抱える現状

### 4. 1. 学校評価シートからの分析

- ◆ 不登校経験から、人間関係作りや集団活動が苦手。少ない実体験。
- ◆ 仲間意識の向上と集団生活の充実。
- ◆ 進路意識や勤労観・職業観の向上。
- ◆ 低学力、学習意欲の低い生徒に対する授業の工夫。

座学だけではなく実体験させるために集団活動や学校行事を充実させる。具体的には、栽培学習において食物の栽培から調理するまでの共同作業体験や集団活動を充実させる。また企業見学や遠足などの課外活動や、スポーツ大会など集団で活動する機会を増やし実体験を重ねることで、人間関係作りを学ぶ。

カウンセリングや親の会等、教育相談を充実させ家庭との連携を図り生徒理解に努める。また現職教育で生徒理解、情報の共有を図り、生徒の学校での居場所づくりや過ごしやすい環境作り等を協議する。

さらに、進路 HR など外部人材の活用等で、進路意識や勤労観・職業観を高める。合わせて個人面談、保護者面談において、進路実現に向けての相談しやすい環境作りを積極的に意識して行う。

各教科担当においては、魅力ある授業の取組みとして、さらなる教材開発や視聴覚教材の利用、体験学習の工夫を行う。

### 4. 2. いじめアンケートからの分析

- ◆ 学校が楽しくない
- ◆ 授業が楽しくない・集中できない
- ◆ ひきつけられる授業展開の工夫

学校に来ることをしんどく感じる生徒や席に座っていることをしんどく感じる生徒など生徒の抱える問題は多種多様である。学校内での居場所作りや教師との関わり等で精神的な安心感を与えるさらなる取組が必要である。また座学だけでなく体験活動ややりがいつくり、達成感作り等さらなる教材研究の研鑽を行う。

## 5. いじめの防止等の本校の取組

### 5. 1. いじめの防止等の対策のための組織

- ◆ いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。

- ◆ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。  
教頭、生徒指導主任、学年主任、人権主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ◆ 学校対策組織は次の（ア）～（エ）ような役割を担う。
  - （ア）学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
  - （イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - （ウ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - （エ）いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

## 5. 2. 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取り組みを行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

### 5. 2. 1. 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

### 5. 2. 2. 生徒会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

### 5. 2. 3. 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

### 5. 2. 4. 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

### 5. 2. 5. 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

### 5. 2. 6. インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

## 5. 3. 早期発見・早期対応

### 5. 3. 1. 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

#### (ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを5月、10月、1月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。具体的には、「無記名」で実施し、回答の時間を十分に確保する。また、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにし、封筒に入れ、学級担任等に直接提出させるなどの配慮を行う。内容の取扱いについても、守秘することを

生徒にきちんと伝える。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等もあれば活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

5. 3. 2. 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

5. 3. 3. 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事



案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

#### 5. 3. 4. インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

#### 5. 4. 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（7月、12月）、校内研修を行う。

#### 5. 5. 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や親の会、三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

#### 5. 6. 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

#### 5. 7. 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応

じて見直しを行う。

## 6. 重大事態への対処

### 6. 1. 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

### 6. 2. 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

## 6. 3. 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企画した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### ① 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際に因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ●いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要措置

### ②学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 7. 年間指導計画（仮）

| 月  | 取組および指導項目                                | 指導内容  |
|----|--|---|
| 4  | 始業式<br>個人面談<br>交通安全HR<br>授業改善            | 規範意識の涵養、交通ルールの遵守<br>HR活動での集団作り、社会性の育成、相談しやすい環境作り<br>交通安全テスト<br>ストレスを高めない授業展開の工夫   |
| 5  | 遠足<br>春のスポーツ大会<br>個人面談<br>進路HR           | 集団活動を通しての社会性の向上<br>集団活動を通しての社会性の向上<br>相談しやすい環境作り<br>進路意識の向上                       |
| 6  | ハローワーク進路HR<br>中間考査成績会議<br>親の会<br>公開授業    | 進路意識の向上、就労意識の向上<br>生徒の情報交換<br>カウンセリングと情報交換<br>全職員による参観                            |
| 7  | 清掃活動<br>終業式<br>薬物乱用防止教室<br>保護者面談<br>取組評価 | 地域での社会性の向上<br>規範意識の涵養、交通ルールの遵守、休業中の心得<br>薬物乱用防止<br>進路指導、生活指導、情報交換<br>取組評価アンケートの実施 |
| 8  | 登校日<br>平和学習                              | 休業中の様子の確認<br>平和意識の向上  |
| 9  | 始業式<br>避難訓練<br>環境学習<br>現職教育              | 2学期に対しての心構え<br>防災意識の向上<br>災害に対する意識向上<br>親の会                                       |
| 10 | 個人面談<br>秋のスポーツ大会<br>遠足<br>企業見学           | 相談しやすい環境作り<br>集団活動を通しての社会性の向上<br>集団活動を通しての社会性の向上<br>就労意識の向上                       |
| 11 | 中間考査成績会議<br>人権LHR<br>文化祭<br>公開授業         | 生徒の情報交換<br>人権意識の向上<br>集団活動を通しての社会性の向上<br>全職員による参観                                 |
| 12 | 終業式<br>保護者面談<br>取組評価                     | 規範意識の涵養、交通ルールの遵守、休業中の心得<br>進路指導、生活指導、情報交換<br>取組評価アンケートの実施                         |
| 1  | 始業式<br>予餞会                               | 3学期に対しての心構え<br>集団活動を通しての社会性の向上  |
| 2  | 学年末考査                                    | 学力向上の意識付け   |
| 3  | 卒業式・閉校式<br>取組評価                          | 取組評価アンケートの実施  |

## 8. 組織的な動き（全体像）

### いじめの未然防止に向けた取り組み

- |                      |                          |                             |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------|
| ●道徳教育の一層の充実<br>各担任   | ●学級・学級集団の育成<br>各担任       | ●生徒会活動の活性化<br>生徒会担当         |
| ●校内研修・アセンブリー<br>生指担当 | ●教職員の人権意識の向上<br>人権担当     | ●保護者や地域に開かれた学校づくり<br>教頭・各担任 |
| ●授業改善<br>各教科担当       | ●ネットパトロール<br>情報モラル教育の充実。 | ●取組や計画のチェック機関<br>生指担当       |

### 情報のキャッチ[相談しやすい環境作り]

- |                            |                              |                            |
|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| ●当該生徒からの訴え<br>担任<br>カウンセラー | ●教職員の気付き<br>教頭に報告。情報の共有。     | ●同僚教職員からの報告<br>全教職員で情報の共有。 |
| ●保護者からの訴え・報告<br>担任<br>親の会  | ●周囲の生徒からの訴え・報告<br>担任<br>人権担当 | ●地域からの情報<br>教頭・生指担当        |
| ●「いじめアンケート」の回答・結果          |                              |                            |

### 一次対応[初期対応]

- |  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| ●被害生徒<br>担任<br>カウンセラー<br>事実関係の把握。<br>安全確保。心のケア | ●被害生徒保護者<br>担任<br>カウンセラー<br>事実関係の報告。<br>家庭への協力。 | ●加害生徒<br>担任<br>生徒会担当<br>事実関係の把握。<br>関係機関との連携 | ●関係する生徒<br>生指担当<br>事実関係の把握。<br>関係機関との連携 |
| ●教育委員会との連携                                     |   | ●対応チームの編成                                    |   |

### 二次対応[短期対応]

- |  |   |  |                             |
|--|---|--|-----------------------------|
| ●被害生徒<br>担任<br>カウンセラー<br>チームによる観察・支援<br>安全確保。心のケア。 | ●被害生徒保護者<br>担任<br>カウンセラー<br>取り組みの経過報告。<br>情報交換。<br>保護者会等の実施 | ●加害生徒<br>担任<br>生徒会担当<br>いじめの態様に応じた指導・支援<br>心のケア。 | ●学級での指導<br>担任<br>共感的人間関係づくり |
|--|---|--|-----------------------------|

### 三次対応[長期対応]

- |   |  |  |               |
|---|--|--|---------------|
| ●被害生徒<br>担任<br>カウンセラー<br>継続的な観察・支援<br>こころのケア。 | ●被害生徒保護者<br>担任<br>カウンセラー<br>定期的な連絡。<br>情報交換。 | ●加害生徒<br>担任<br>生徒会担当<br>継続的な指導・支援<br>心のケア。 | ●学級での指導<br>担任 |
|---|--|--|---------------|

いじめ問題の解決

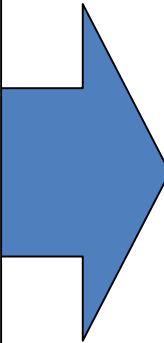
いじめの未然防止に向けた取り組み

9. 組織的な対応（24時間以内）

**情報のキャッチ**

- いじめが疑われる言動を目撃
- 生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめのアンケート」から発見
- 養護教諭等の同僚教職員やスクールカウンセラーからの報告
- 保護者からの訴え・報告
- 当該生徒からの訴え
- 周囲の生徒からの訴え・報告

一人で判断せず組織的に取り組む。解決に向けて、正確な事実確認を行う



**対応チームの編成**

校長・教頭・人権担当・担任  
養護教諭・スクールカウンセラー  
事案に応じて柔軟に編成する

**管理職等へ報告**

担任 → 教頭 → 校長  
緊急事態の意識を持つ

**事実関係の把握**

生徒指導担当の聞き取り

- ① 聞き取り内容等の留意すべきことの確認
- ② 事実確認は、被害・加害・関係する生徒を個別に同時進行で行う
- ③ 聞き取った情報（発生日時・場所・内容等）を擦り合わせ一元化し「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像の把握

**対応方針の決定**

- ① 生徒の安全を最優先として、緊急度を確認する
- ② いつ・誰が・どのように対応するのか決め、全教職員に周知し、迅速に行う

**保護者との連携**

担任  
人権担当  
が家庭訪問

**教育委員会との連携**

教頭から報告

**関係機関との連携**

生指担当が児童相談所・警察等に連絡



10. いじめの事実の正確な聞き取り

記入日 平成26年 ○○月 ○○日

3年 氏名 ( 下津 太郎 )

いじめの状況をしっかりつかむシート

|     |                   |          |
|-----|-------------------|----------|
| いつ  | ○月 ○日 (水) 2限と3限の間 | 出来事のあらまし |
| どこで | 体育倉庫の前            |          |
| 誰が  | 直接加わった人           |          |
|     | 周りで見っていた人         |          |
|     | 止めようとした人          |          |
|     | その他の人             |          |

現場の見取り図

| NO | 相手 (言ったこと・したこと) | 自分 (言ったこと・したこと) | 自分が感じたこと・思ったこと |
|----|-----------------|-----------------|----------------|
| 1  |                 |                 |                |
| 2  |                 |                 |                |
| 3  |                 |                 |                |
| 4  |                 |                 |                |
| 5  |                 |                 |                |
| 6  |                 |                 |                |
| 7  |                 |                 |                |

## 11. いじめ問題一次対応振り返り表

### 教職員

いじめの相談や訴えに対して  
親身になって受け止めた

被害生徒からいじめの内容に  
ついて十分に話を聞くことが  
できた

被害生徒の生命の安全を最優  
先し、安全の確保を行った

初期対応の重要性を認識し、  
管理職への報告を迅速かつ的  
確に行った

個人ではなく、管理職を中心  
とした体制のもと、チームを  
組織して対応した

被害生徒や保護者の気持ちや  
思いを十分に受け止めている

加害生徒や関係する生徒に対  
し、事実を経過を複数の教職  
員で確認することができた

事実確認と指導を明確に区別  
し、冷静かつ客観的に事実確  
認を行うことができた

当該生徒の保護者に、複数で  
家庭訪問を行い、保護者同席  
で事実確認を行った

### 管理職

職員会議を行い、全教職員で  
いじめの状況と対応を確認し  
て意思統一を図った

所管の教育委員会にいじめの  
対応の第一報等を行った

必要に応じて、児童相談所や  
警察、教育センター等の関係  
機関に相談した



## 12. 参考資料

- ① いじめ防止対策推進法
- ② 和歌山県いじめ防止基本方針 平成26年3月 和歌山県 編
- ③ 平成25年度学校評価シート 平成25年3月 海南高等学校下津分校 編
- ④ いじめアンケート評価結果 平成25年7月 海南高等学校下津分校 編
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (暫定版) 平成25年10月  
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 編
- ⑥ いじめ問題対応マニュアル 見逃していませんか、子どものサイン 平成24年11月 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 編